

介護サービス情報の公表システム等について

1. 介護サービス情報の公表システムについて

「介護サービス情報の公表」制度とは

利用者自身が介護サービス事業所を比較検討しながら適切に選択できるよう、情報提供のしくみとして導入された制度です。介護保険法により、原則として全ての介護サービス事業所・施設には、サービス内容や運営状況など利用者の選択に資する情報を公開することが義務付けられています。

○事業所にとってのメリット

- ① 公表を前提として、毎年継続的に自らのサービス提供の状況を利用者の視点でチェックすることができます。
- ② 公表されている情報と、実際のサービス提供が常に比較されますから、「利用者の視点」が、より強く意識されることになります。
- ③ 公表されている情報について、経営者、管理者、介護従事者はもとより、利用者や家族、及び外部の関係者とも情報を共有することができます。
- ④ 自分たちの取り組み状況を他の事業者の取り組み状況と比較することができ、サービスの改善につながられます。
- ⑤ 運営主体が都道府県であり、公正・公平な条件のもとでの事業所のPRが可能です。

○ケアマネジャーにとってのメリット

- ① 事業所の比較検討を行うのに必要な客観性の高い情報を収集することができます。
- ② 利用者と同じ情報を共有できるので、より利用者のニーズに沿ったケアプランの作成を支援することができます。
- ③ ケアマネジャーはケアプランを作成するだけでなく、事業所のサービスの質に関してもしっかりと管理していく責任があります。事業所の情報を利用者と共有することで、サービスの質について管理することができます。
- ④ ケアマネジメントの過程で利用者と事業者の間で何か問題が発生した場合、利用者と共有できる客観的な情報をもとに説明することができます。

令和7年4月上旬に、令和6年度のデータの確定作業を行いますので、データ変更の必要がある事業所は、令和7年3月31日（月）までに事業所情報を入力し、「提出する」をクリックしてください。

令和7年度の本システムへの情報の入力については別途通知しますので、各事業者においては同報メール等を確認していただき、通知が届き次第必ず入力するようにしてください。

なお、介護サービス情報の公表制度については介護保険法第115条の35第1項により、介護サービス事業者は「介護サービス情報」を知事に報告することが義務付けされており、これに従わない場合は、指定の取消しを含めた行政処分の対象となりうることを申し添えます。

介護サービス情報の公表システムの入力方法

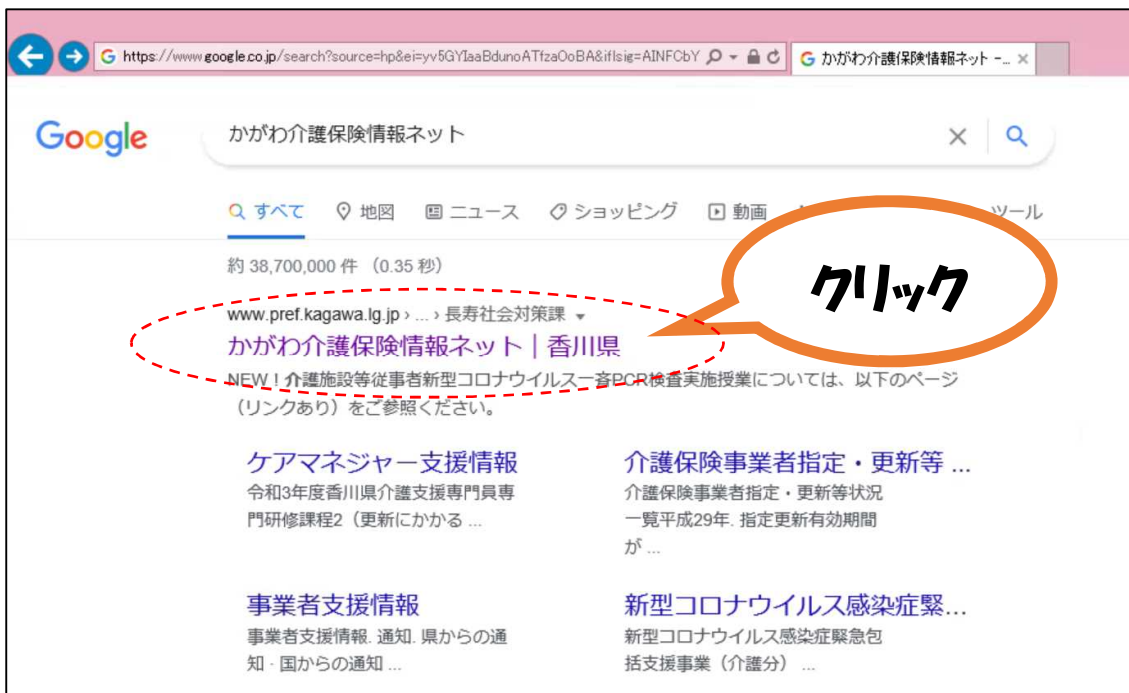
【URLを直接入力する場合】

下記URLを入力すれば、直接システムにつながります。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/37/>

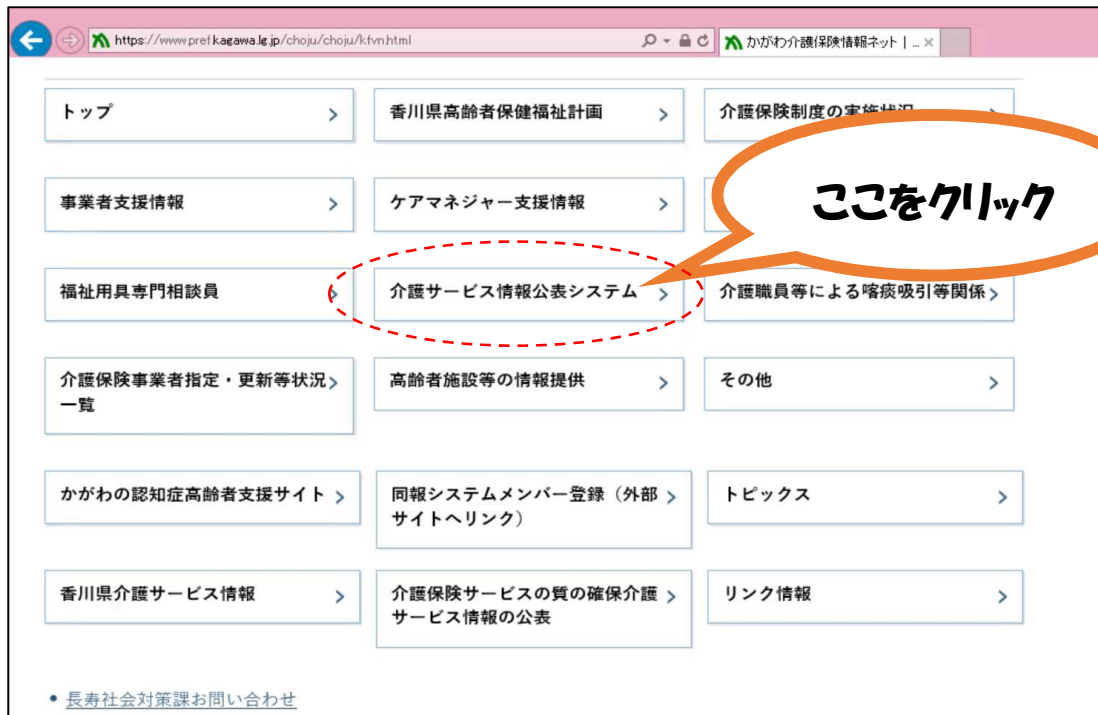
【かがわ介護保険情報ネットからアクセスする場合】

①インターネットで「かがわ介護保険情報ネット」と検索し、クリック。

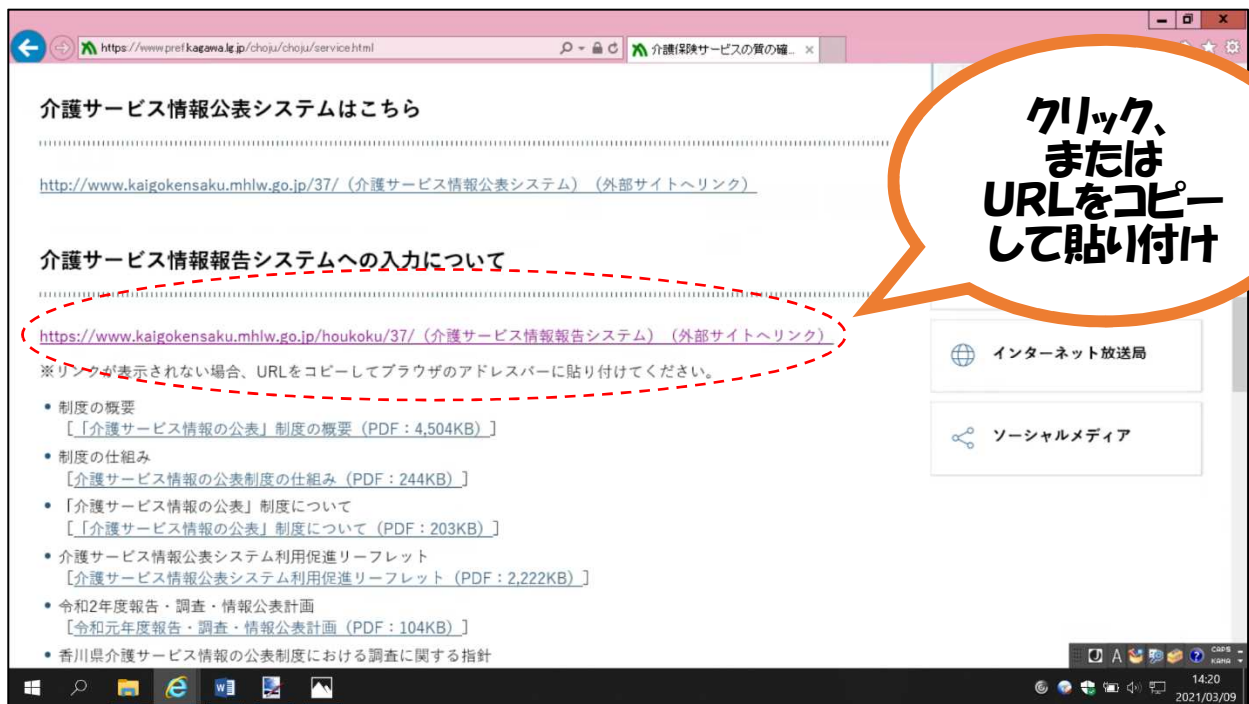


②スクロールして、「介護サービス情報公表システム」をクリック。





③スクロールして、URL をクリック。



④ ID・パスワード・サービス名を入力し、ログイン

介護サービス情報報告システム | 岩手県

お問合先 ヘルプ ご利用条件

ID・パスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ID(半角英数字)	
パスワード(半角英数字)	
サービス名	介護サービスコードを選択して下さい

※予防サービスのみ単独で報告対象となっている事業所の場合も、「サービス名」は同種の介護サービスを選択してログインしてください。

ログイン

このページのトップへ

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.

タスクトップ 14:09 2018/03/08

⑤各項目を入力し、「提出する」ボタンをクリックすれば完了です。

介護サービス事業者の経営情報の報告・公表

令和6年度より、経営情報の報告・公表のための 新たな2つの制度が始まります！

1.【新設】 介護サービス事業者の経営情報データベース

厚生労働省では、介護サービス事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、新たに、介護サービス事業者の経営情報のデータベースを整備し、令和7(2025)年1月から運用を開始します。
介護サービス事業者の皆さまには、**以下の経営情報の報告をお願いします。**

主な報告事項	報告手段
・収益・費用の内容 ・職員の職種別人員数 ・職種別給与(※任意での報告事項) など	介護サービス事業者経営情報データベースシステム (経営情報DB) ※新システム
	報告期限
	毎会計年度終了後、3か月以内 ※初年度は、 令和7年3月まで

2.【見直し】 介護サービス情報公表制度の見直し

介護サービス情報公表制度は、利用者の介護サービス事業者の選択に役立つよう、事業者に介護サービス情報の報告を求めるものです。
今回の見直しにより、介護経営の健全性等の情報を提供するため、介護サービス事業者の皆さまには、**財務状況の分かる書類の報告**をお願いします。

新たな報告事項	報告手段
・ 財務状況の分かる書類 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書など) ・職員の一人あたりの賃金 (※任意での報告事項)	介護サービス情報公表システム ※既存システム
	報告期限
	毎年度 (提出期限は都道府県ごとに異なります)

制度に関するQ&A

経営情報DB

情報公表制度

Q1

報告対象となる事業者を教えてください

原則、**全ての介護サービス事業者が報告の対象**となります。

ただし、介護報酬が年間100万円以下の事業者や、災害等報告ができない正当な理由がある場合は報告の対象外です。

※ 報告対象となるサービスについては、関係通知・ウェブページなどを参照ください。

経営情報DB

情報公表制度

Q2

報告の単位は事業所・施設ごとですか？法人ごとですか？

原則、**事業所・施設単位**でお願いします。

なお、事業所単位で会計区分を行っていない場合など、やむを得ない場合は法人単位の報告でも差し支えございません。

経営情報DB

Q3

経営情報の報告にあたって、どのような準備が必要となりますか？

介護サービス事業者経営情報データベースシステムでの経営情報の報告には「GビズIDプライム」のアカウント取得が必要となります。

※ GビズIDの詳細については、以下のウェブページをご覧ください。
https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime_sendbypost.html



経営情報DB

Q4

報告した経営情報等はどのように活用されますか？

厚生労働省にて、ご報告いただいた経営情報等を属性別にグループ分けした上で分析を行い、結果を公表する予定です。個人や法人を特定することができる形で公表されることはありません。

情報公表制度

Q5

財務状況が分かる書類は、財務三表でないといけませんか？

会計基準上、作成が求められていない等の事情がある場合は、**資産や負債、収支の内容が分かる簡易な計算書類**でも差し支えありません。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください

経営情報データベース

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>



介護サービス情報公表制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaig-o-kouhyou.html>



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

介護サービス情報 公表システムの使い方

介護サービス情報の公表制度とは？

介護サービスを利用しようとしている方が、介護サービス事業所を探す際の参考にするため、全国にある介護サービス事業所の情報をインターネットでいつでも見られるようにするしくみです。

介護サービス情報公表システムを活用すると、

- 知りたい地域の介護サービス事業所を検索できます。
- 介護サービス事業所の特色や情報がわかります。

ステップ1

介護サービス事業所を探してみよう

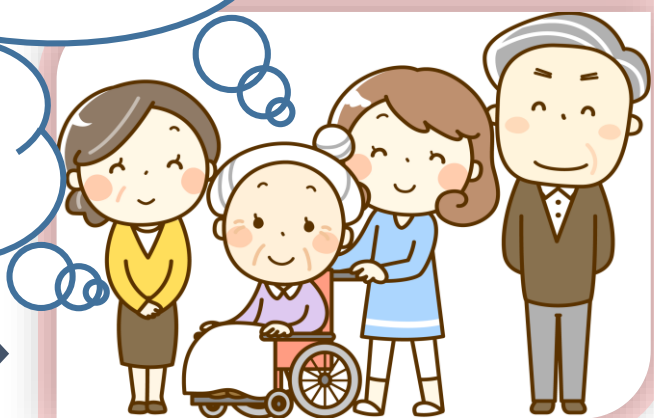
- ① 検索機能の簡単な使い方
- ② 介護サービス事業所を調べる時に
見るポイント

1から4ページをご覧ください

ステップ2

利用したい介護保険 サービスを探して みよう

5ページ以降を
ご覧ください



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

介護サービス事業所を探してみよう

① 検索機能の簡単な使い方

介護サービス情報

検索

1

パソコンや携帯電話のインターネットで、“介護サービス情報”を検索します

2

お住いの都道府県を選びます



3

“介護事業所を検索する”を選びます



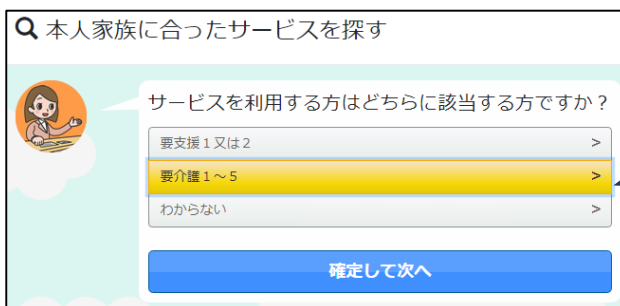
4

“本人家族に合ったサービスを探す”を選びます



5

利用者の要介護認定を選んで、“確定して次へ”を押します



介護サービス事業所を探してみよう

① 検索機能の簡単な使い方（続き）

1ページ目の画面続き

かしこまりました。
ご利用を希望するサービスはどんなサービスですか？
※複数選択可

介護の相談にのってもらう
自宅に訪問して介護してもらう
施設等に通って介護してもらう
施設等に短期間宿泊して介護してもらう
訪問・通いや短期宿泊を合わせて介護してもらう
施設等に入所して介護してもらう
福祉用具（車いす・ベッド等）を利用する

確定して次へ

利用したいサービス
を選んで、“確定して次
へ”を押します

☞ 介護保険サービスの
種類や内容を知りたい
場合は、5～6ペー
ジをご覧ください

かしこまりました。
休日のサービス利用は希望しますか？

希望する	>
希望しない	>

確定して次へ

休日のサービス利用を
“希望する・希望しない”の
どちらかを選んで、“確定し
て次へ”を押します

かしこまりました。
サービスを受けたい地域を選択してください。

地図から探す	>
市区町村名から探す	>
お住まいの住所から探す	>

確定して次へ

“お住まいの住所から探す”
を選んで、“確定して次へ”
を押します

かしこまりました。以下をご入力ください。

住所	〒 住所自動入力 ※郵便番号から住所を自動入力できます。 ※ハイフンは入力しないでください。 入力例) 1010001
	選択してください。▼
	※マンション名・ビル名などの建物名は入力しないでください。 入力例) 目黒区上目黒9-99
事業所までの距離	事業所までの距離： 選択してください。▼

上記入力内容で確定する

具体的に調べたい
住所を入力します

事業所までの距離
を選んで、“確定して
次へ”を押します

かしこまりました。
以上で条件が整いました。
探す条件を変更したい場合は、各回答の「☑変更する」をクリックしてください。
条件を変更することができます。
探す条件を変更する必要がない場合は、以下の「検索する」ボタンをクリックしてください。

検索する

最後に“検索する”
を押します

2ページ目の画面続き

検索結果

対象事業所数：13件の該当があります

画面を印刷する

地図を開く

全13件中、1～5件を表示 5件

画像を非表示にする アイコンの説明を見る

見るポイント①

事業所名・住所

電話番号

公表日：2020/10/19

公表年度：令和2年度

電話番号：事業所番号

電話番号

受け入れ可能情報の更新日 2020/10/16

平日 9:00～17:00

土曜日 9:00～17:00

日曜日 -

祝日 9:00～17:00

定休日 日曜日、年末年始、お盆

留意事項

★ お気に入りに追加する

比較対象に追加する

詳細情報を見る

12から“事業所の概要”に移動します

“事業所の特色”
を押します

13

“詳細情報を見る”
を押します

12

事業所名

事業所の概要

事業所の特色

事業所の詳細

運営状況

その他

介護サービスの種類 訪問介護

所在地 事業所の住所
事業所の電話番号

連絡先

運営状況 | 事業所概要 | サービス内容 | 利用料 | 従業者情報 | 利用者情報 | 介護報酬の加算状況 | その他

● 運営状況：レーダーチャート (レーダーチャートを閉じる)

見るポイント②

レーダーチャート
7つの指標から事業所の
体制を確認できます

都道府県平均

事業所名

利用者の権利擁護

従業者の研修等

サービスの質の確保への取組

安全・衛生管理等

相談・苦情等への対応

事業運営・管理

外部機関等との連携

② 介護サービス事業所を調べる時に見るポイント

3ページ目の画面続き

13から“事業所の特色”に移動します

事業所名	
事業所の概要	事業所の特色
事業所の詳細	運営状況
その他	
介護サービスの種類	訪問介護
所在地	事業所の住所・電話番号
連絡先	
※このページは事業所の責任にて公表している情報です。	
● サービスの内容に関する写真	
 平成28年7月1日にオープンしたばかりの新しい事業所です。	 毎月1回必ず、全従業員に対して介護技術勉強会、会議、座談会を行っております。介護技術知識の向上に力を入れております。
● 受け入れ可能人数	
受け入れ可能人数/最大受け入れ人数 40 / 120人	最大受け入れ人数120人中、現在の受け入れ可能人数40人です。 (2021年01月25日時点)
● サービスの内容に関する自由記述	
ホームヘルパーがご利用者様のご自宅に訪問し、生活援助や身体介護を行います。サービス提供責任者は、一番身近な存在として定期的に訪問するホームヘルパーと密に連絡を取り、必要に応じてご利用者宅を訪問し、お身体の状態やサービス内容の確認をまいります。	

見るポイント③

事業所の写真
受け入れ可能人数
サービスの特徴等

見るポイント④

各事業所のホームページ

事業所情報の中にある“ホームページを開く”を押すと、事業所のホームページに移動します。最後はそれぞれの事業所のホームページをご覧ください。

1 相談	
居宅介護支援	予防
平	土
日	祝
ホームページを開く	
事業所名	
所在地	事業所の住所
サービス提供地域	平日 9:00~17:00
	土曜日
事業所の概要	事業所の特色
事業所の詳細	
介護サービスの種類	訪問介護
所在地	事業所の住所・電話番号
連絡先	ホームページを開く

利用したい介護保険サービスを探してみよう

1ページ目の都道府県を選択後の画面

1

"このホームページの使い方"を選びます

2

"公表されている介護サービスについて"を選びます

介護保険サービスの種類・内容を分かりやすく説明しています

▶ 公表情報の読み解き方

▶ 介護保険について

▶ このホームページの使い方

▶ アンケート

▶ 地域包括支援センター事業所一覧

▶ 全国トップへ戻る

介護サービス概算料金の試算

スマートフォンアプリが登場しました！

介護事業所ナビ

URL変更にもないスマートフォンアプリの更新が必要です。

介護事業所を検索する

地域包括支援センターを検索する

生活支援等サービスを検索する

住まい(サービス付き高齢者向け住宅)を検索する

認知症に関する相談窓口を検索する

医療機関を検索する

薬局を検索する

延べ：2,261,689 本日：508 昨日：775

▶ 最初にお読みください

▶ 公表されている介護サービスについて

▶ 公表されている生活関連情報について

▶ サービス付き高齢者向け住宅について

▶ 介護保険の解説

▶ 関連情報

▶ アンケート

このホームページの使い方（操作方法）

▶ 介護事業所検索の操作方法

▶ 生活関連情報検索の操作方法

▶ サービス付き高齢者向け住宅検索の操作方法

▶ 最初にお読みください

▶ 公表されている介護サービスについて

▶ 公表されている生活関連情報について

▶ サービス付き高齢者向け住宅について

▶ 介護保険の解説

▶ 関連情報

▶ アンケート

公表されている介護サービスについて

このホームページでは、介護保険法に基づく **全26種類54サービス** の事業所・施設が公表されています。

注：54サービスには、介護予防サービスも含まれます。なお、年間収入が100万円以下の事業所は公表の対象になっておりません。

介護保険で利用できるサービスには、

▶ 要介護1～5と認定された方が利用できるサービス（介護給付）

▶ 要支援1～2と認定された方が利用できるサービス（予防給付）

があります。

大きく分けると次のようなサービスを受けることができます。

次のページに続く

5

利用したい介護保険サービスを探してみよう（続き）

5ページ目の続き

公表サービスと内容			介護の相談にのってほしい		
介護の相談・ケアプラン作成					
▶ 居宅介護支援					
自宅に訪問			自宅に訪問して介護してほしい		
▶ 訪問介護（ホームヘルプ）					
▶ 訪問入浴			予防	—	
▶ 訪問看護			予防	—	
▶ 訪問リハビリ			予防	—	
▶ 夜間対応型訪問介護					
▶ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
訪問・通い・宿泊を組み合わせる			訪問・通いや短期宿泊を組み合わせる介護してほしい		
▶ 小規模多機能型居宅介護					
▶ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）			—	地域	
施設等で生活			施設等に入所して介護してほしい		
▶ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）					
▶ 介護老人保健施設（老健）			—	—	
▶ 介護療養型医療施設			—	—	
▶ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、軽費老人ホーム等）			予防	—	
▶ 介護医療院			—	—	
[地域密着型サービス：地域に密着した小規模な施設等]					
▶ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）			予防	地域	
▶ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			—	地域	
▶ 地域密着型特定施設入居者生活介護			—	地域	
福祉用具を使う			福祉用具（車いす・ベッド等）を利用する		
▶ 福祉用具貸与			予防	—	
▶ 特定福祉用具販売			予防	—	
施設に通う			施設等に通って介護してほしい		
▶ 通所介護（デイサービス）					
▶ 通所リハビリ			予防	—	
▶ 地域密着型通所介護			—	地域	
▶ 療養通所介護			—	地域	
▶ 認知症対応型通所介護			予防	地域	
短期間の宿泊			施設等に短期間宿泊して介護してほしい		
▶ 短期入所生活介護（ショートステイ）			予防	—	
▶ 短期入所療養介護			予防	—	

知りたいサービスをクリックすると、内容が閲覧できます。



利用したい介護保険サービスが分かれば・・・

2ページ目6番目で介護保険サービスの選択肢を選び直して、7番目以降の手順に沿って、再び介護サービス事業所を調べてみましょう。